

施策体系

基本方針	4	生活環境の健幸	施策名	15	防犯・交通安全対策の推進
------	---	---------	-----	----	--------------

施策統括部	総務部	関係課	学校教育課
施策主管課	安全安心課		

1 施策の評価指標

成果指標		単位
A	防犯カメラ設置支援助成事業	基
B	防犯団体（未登録団体含む）の数	団体
C	市内の交通人身事故件数	回
D	消費生活センター相談数	件

2 指標等の推移

成果指標	R4年度実績値	数値区分	6年度	7年度	8年度	9年度	評価	背景として考えられること
A 基	7	目標値	8	10	12	14	×	導入を検討していた区については、本補助事業による防犯カメラの設置が進んだことから申請数が減少しました。また、各区においてプライバシー侵害の懸念、管理や運用ルールなど、地域の合意形成を得てから申請する必要があるため年毎に申請数にばらつきがあります。
		実績値	2					
B 団体	28	目標値	30	31	32	33	△	高齢者雇用の拡大など、就労年齢の高齢化により、防犯団体メンバーとして活動できる新たな人材の確保に苦慮している。また防犯団体の高齢化が進み活動の維持に影響が出てきています。
		実績値	29					
C 回	104	目標値	100	98	95	90	×	コロナ禍以前から減少傾向が続いていましたが、コロナ禍からの活動の回復や企業進出に伴う交流人口の増加、交通の集中などにより、交通量が増加し、交通事故件数の増加に繋がっていると思われます。
		実績値	123					
D 件	448	目標値	470	480	490	500	○	消費者トラブルが急増し、また、その内容も多様化・複雑化などにより相談数が増えています。また、トラブル等の未然防止のための周知、啓発により、消費生活センターの認知度も以前より増加していると思われます。
		実績値	580					

※【評価】 ○；目標達成 △；目標をほぼ達成（-5%） ×；目標を未達成

事務事業数・コスト		6年度	7年度	8年度	9年度	
事務事業数		本数	7			
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0		
		都道府県支出金	千円	239		
		地方債	千円	0		
		繰入金	千円	0		
		その他	千円	0		
		一般財源	千円	35,535		
事業費計		千円	35,774			

3 施策の現状・住民意見等

①施策の現状(第1期基本計画策定当初)と今後の状況変化

- 朝夕の通勤時に渋滞を避け、生活道路内を速度超過で通過する車があります。
- 交通法規を守らない運転者、歩行者がいます。
- 高齢者の歩行中や運転中の交通事故が増加しています。
- 消えかかって認識しづらい道路標識や横断歩道、区画線など引き直しの要望が増加しています。
- 児童生徒への声掛け事案が増加しています。
- メールやインターネット(SNS)、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化してきています。
- 消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。

②この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和6年度(令和5年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- 交通量の増加により児童・生徒の登下校が危険である歩道の整備を進めること。
- 市内における交通事故多発地帯(交差点)の洗い出しと早急な改良をすること。
- 市内重要地点への防犯カメラ未設置箇所に増設を計画すること。
- 高齢者を狙った特殊詐欺事案対策として、具体的な事例を広報こうしや身近な自治会広報等に掲載してもらうなどし周知すること。
- 児童を狙った不審者事案には、情報の早急な共有が大切である。当該事案の発生地自治会区長に一刻も早く知らせること。

(令和6年度(令和5年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ドライバー・歩行者のマナー向上を図り事故を減らす取り組みをすること。
- 道路の安全管理に努めること。
- 事故防止につながる機器の導入を支援すること。
- 犯罪から市民を守る講習の充実や啓発を図ること。
- 地域で行なう防犯活動を支援すること。

4 施策の評価

①施策の振り返り(経営方針の達成度等)

令和6年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

- ①【基幹的な見守りカメラや地区防犯カメラ等の設置状況を勘案し、地域全体での見守り体制のあり方について、ICT技術を駆使した取り組みについて関係機関との協議を進めます。】については、警察と協議、連携し市による防犯見守りカメラの設置のほか、区による防犯カメラ設置への補助金の交付、防犯インフラの拡充に努めました。
- ②【防犯や交通安全に関する地域の見守り組織・団体と学校、警察関係機関や地域防犯、交通安全協会等との相互の情報共有を図り、地域全体で子どもや高齢者を見守る体制づくりを推進します。】については、生活安全推進協議会や交通指導員会議を開催し情報共有を図りました。また、地域へ駐在所だよりを配布し情報共有を図ったほか、地域からの駐在所への要望を提供するなど、警察関係と地域の密着に努めました。
- ③【消費生活センターの活動や事例を広報誌やホームページ等で広く市民に周知し、犯罪に巻き込まれない予防対策に取り組みます。】については、広報誌による相談事例の紹介のほか、各会議での啓発活動や消費生活出前講座により犯罪被害防止に取り組みました。
- ④【保護観察機関や保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動を支援することにより、明るい社会づくりに取り組みます。】については、社会を明るくする運動に取り組むとともに、市の再犯防止計画の令和7年4月策定に向けて保護司及び保護観察所と協議を重ね、計画案の作成、パブリックコメント募集などを実施しました。
- ⑤【防犯や安全上の危険を解消するため、関係法令(空家特措法)の改正による対策強化に則り、特定空家に認定された物件に対する措置の速やかな実施に取り組みます。】については、特定空家に対する指導のほか、調査、相談など認定解除に向けて取り組みました。
- ⑥【児童・生徒への交通安全教室や高齢者を対象とした出前講座等により安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わない啓発を推進します。併せて、高齢者の運転免許証返納制度について、丁寧な説明に努め促進を図ります。】については、保育園、幼稚園及び小学校を対象に交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方や自転車の安全運転について実技を含め実施しました。また、市広報誌やホームページにおいて運転免許証自主返納の周知を行い、運転免許証を返納した満65歳以上の市民に対し、市レターバス回数券を交付しました。
- ⑦【危険運転の防止など、ドライバーや自転車運転者のマナー向上のため、キャンペーンや交通安全運動期間など、警察や交通安全団体等と連携し、安全対策に取り組みます。】については、交通安全タッチ運動を警察や交通安全協会等と実施したほか、トラック協会と連携して啓発グッズを配布するなどの活動をドライバーを対象に開催しました。
- ⑧【学校周辺の通学路や住宅地等の生活道路での交通安全対策について、交通安全施設の整備をはじめ交通規制制度の活用など、庁内関係部署はもとより、地域や学校、警察関係機関との協議を進め、歩行者や住民の安全確保に取り組みます。】については、通学路点検を警察、県、学校教育課等と実施しました。また交通規制要望を熊本県警へ進達するとともに、停止指導線やカーブミラーの交通安全施設の整備を実施しました。

②施策の課題（令和6年度の施策の振り返りから見る課題）

- 見守り（防犯）カメラについては、市内の所要交差点等に設置します。また、各行政区が設置する防犯カメラの設置助成について広く周知していく必要があります。
- 広報紙や市ホームページ等で消費生活センターの活動を市民に広く周知し、犯罪防止に努める必要があります。
- 渋滞に伴う生活道路の通り抜け等に伴う交通事故を防止するためにカーブミラーなどの交通安全施設の整備や運転マナー向上が必要です。
- 増加傾向にある犯罪を防止するため再犯防止推進計画の周知及び促進が必要です。

5 施策の令和6年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項（施策目標達成度評価結果報告を受けて令和7年7月23日）

- 地域防犯団体や学校、警察関係機関との調整を図り、地域全体で子どもを見守り、高齢者の犯罪被害を防止するための取り組みを進めること。
- 保護観察所、保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止活動の支援に取り組むこと。また、再犯防止推進計画の内容を分かりやすくまとめ、市民に広く周知すること。
- 広報紙や市ホームページ等でのシリーズ掲載、出前講座などを活用し消費生活センターを市民に広く周知し、犯罪防止に努めること。
- 市民の防犯意識の向上に取り組むとともに、見守りカメラの活用等による犯罪抑止に取り組むこと。また、より効果的に活用するために北合志警察署と連携し、場所の選定及び設置を進めること。
- 死亡事故ゼロを目指して、交通安全教室や出前講座など、子どもや高齢者の事故防止に向けた啓発を強化するとともに、高齢者の免許証返納制度について理解促進に努めること。
- 地域や学校、企業と連携し、交通安全の啓発を行うとともに、現地に即した交通安全施設の整備と交通量増加への対応も含めた交通安全対策を進めること。
- 自転車の安全利用の促進と、交通ルールの周知を図り、市民の安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進すること。

②総合政策審議会での指摘事項（令和7年7月31日、8月6日のまとめ）

- 消費生活センターの認知度向上に努めること。
- 事故防止につながる機器防犯カメラの導入を推進すること。
- 通学路の安全確保に努めること。

③議会の行政評価における指摘事項（令和7年9月1日）

- 高齢ドライバーや免許返納者へのサポートを図ること。
- 見守り隊の高齢化に伴い、新しい世代の発掘を図ること。
- 義務教育の中で現状に応じた防犯教育を強化すること。
- 交通量の増加による、横断歩道の危険箇所を特定し、道路の安全管理に努めること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和8年度合志市経営方針（令和7年10月10日）

- ① 子どもや高齢者の見守りについては、地域の見守り組織・団体と学校、警察間の情報共有などを図り、見守る体制づくりの推進と合わせて、見守りカメラの増設による環境整備に努めます。
- ② 消費生活センターの活動や事例を広報紙やホームページ等で広く市民に周知し、犯罪に巻き込まれない予防と対策に取り組みます。
- ③ 保護観察機関や保護司会、更生保護女性会等と連携し、再犯防止推進計画に基づき支援することにより、明るい社会づくりを進めます。
- ④ 防犯や安全上の危険を解消するため、特定空家に認定された物件に対する措置の速やかな実施に取り組みます。
- ⑤ 児童・生徒への交通安全教室や高齢者を対象とした出前講座等により安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わない啓発を推進します。特に高齢者の運転免許証返納制度について、丁寧な説明に努め促進を図ります。
- ⑥ ドライバーや自転車運転者のマナー向上のため、キャンペーンや交通安全運動期間など、警察や交通安全団体等と連携し、安全対策に取り組みます。
- ⑦ 学校周辺の通学路や住宅地等の生活道路での交通安全対策について、交通安全施設の整備をはじめ交通規制制度の活用など、庁内関係部署はもとより、地域や学校、警察関係機関との協議を進め、歩行者や住民の安全確保に取り組みます。